

居宅介護支援事業所管理者 様
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様
米子市地域包括支援センター管理者 様

米子市長寿社会課長
(公印省略)

鳥取県版新型コロナ警報発令に伴うサービス担当者会議および
モニタリングの取扱いの変更等について (お知らせ)

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

サービス担当者会議やモニタリングについては、令和2年5月の新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、令和2年3月3日付け長起第3761号-1「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議およびモニタリングの取扱いについて」の臨時的な取扱いを令和2年6月30日までとしたところですが、鳥取県内の感染者が続けて確認され、鳥取県版新型コロナ警報が発令されたことから「鳥取県西部において警報が発令されている期間」に限り臨時的な取扱いを認めることといたします。

なお、今後は鳥取県版新型コロナ警報発令時において同様の取扱いといたします。

記

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議およびモニタリングの取扱いについて」の臨時的な取扱い (令和2年3月3日付け長起第3761号-1)

【サービス担当者会議について】

以下のような場合は「やむを得ない理由がある場合」として、サービス担当者へ照会等により意見を求めることで対応してもよいこととします。その際には、緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況等についての情報や居宅サービス原案の内容を共有できるようにしてください。

【モニタリングについて】

以下のような場合はモニタリングを本人、家族、サービス担当者等への電話等での代替手段により行ってもよいこととします。その際には、代替措置の概要や経緯を記録しておいてください。

照会や代替措置での対応が可能な場合

- 病院や施設等から新型コロナウイルス感染症対策のため、面会を断られた場合
- 本人や家族から新型コロナウイルスの感染防止を理由として面会を断られた場合
- 必ずしも面会が必要ではないと思われる方に対し、感染の危険を減らすため面会を避ける事を事業所が判断した場合 等

※注意点

今回の対応はサービス担当者会議やモニタリングを禁止するものではありませんので、必要に応じて行うかどうかを判断してください。面会する場合は、マスクの着用や手洗い、訪問前に体温を測定する等の感染症対策をお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課
介護保険担当 足立・荒松
電話：23-5156